

茨城県報

第 7 4 5 5 号

昭和61年6月5日

木 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●字区域の変更 (3件) (地方課)	1
●茨城県社会福祉審議会に対する諮問結果 (障害福祉課)	2
●受胎調節実地指導員の指定 (保健予防課)	4
●平潟漁港に係る海岸保全区域の指定及び指定の取消し (水産施設課)	6
●土地収用法に基づく換地処分 (2件) (農地管理課)	7
●定款変更の認可 (")	8
●道路の区域変更・供用開始 (2件) (道路維持課)	8

(公 安 委 員 会)

●茨城県少年指導員の氏名、住所及び活動区域の一部改正	9
----------------------------------	---

公 告

●争議行為の予告通知の公表 (労政課)	9
●開発行為の工事完了 (6件) (建築指導課)	10
●道路位置の指定 (")	11

告 示

茨城県告示第852号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 260 条第 1 項の規定により大字町長から土地改良法 (昭和24年法律第 195 号) に基づく土地改良事業に伴い、町内の字区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があつた。

この字区域の変更は、昭和61年6月6日から効力を生ずるものである。

昭和61年6月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字外大野字五升蒔 219の内

及びこれに伴う国有地の水路の全部を大字外大野字竹之内に変更

大字外大野字穴田 375の内

" 字北米 372の2の内

及びこれに伴う国有地の道路、水路の全部を大字外大野字塚田に変更

大字外大野字塚田 356の内

” 字北米 404

及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部を大字外大野字穴田に変更

茨城県告示第853号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、協和町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨同町長から届出があつた。

昭和61年 6 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字久地楽字北原 451の 5

” 字下宿裏 503の 8 から503の10まで

上記を大字久地楽字西の内に変更

茨城県告示第854号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により下妻市長から土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業に伴い、市内の字区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があつた。

この字区域の変更は、昭和61年 6 月 6 日から効力を生ずるものである。

昭和61年 6 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字神明字田端 229の 1

” 字高根下 352の 1, 352の 2

大字平沼新田字北大宝後川戸用水外 227の 3, 371の 2

及びこれに伴う国有地の道路、水路の全部を大字北大宝字後谷津に変更

茨城県告示第855号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定する。

昭和61年 6 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

医 師 の 指 定

種 目	診療科名	氏 名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年 月 日
視 覚 障 害	眼 科	永 本 敏 之	国立霞ヶ浦病院	土浦市下高津 2-7-14	61. 5. 29
聴 覚 障 害	耳鼻咽喉科	山 唄 達 也	日製日立総合病院	日立市城南町 2-1-1	”

"	"	鈴木 勲	下館市民病院	下館市大字玉戸1658	"
肢体不自由	脳神経外科	鶴岡 信	取手協同病院	取手市大字寺田 5901-1	"
"	内科	加藤 真砂子	豊島内科・ 小児科医院	水海道市諏訪町3230	"
"	麻酔科	伊藤 樹史	東京医科大学 霞ヶ浦病院	稲敷郡阿見町中央 三丁目20-1	"
"	外科	我妻 和夫	鹿島白十字病院	鹿島郡神栖町賀2148	"
"	整形外科	三浦 智文	牛久中央病院	稲敷郡牛久町大字 猪子896	"
"	内科	山中 正信	筑波メディカル センター病院	新治郡桜村天久保 1-3	"
"	脳神経外科	目黒 琴生	"	"	"
"	整形外科	吉田 透	筑波学園病院	筑波郡谷田部町 上横場2573-1	"
"	"	成田 哲也	下館市民病院	下館市大字玉戸1658	"
"	脳神経外科	長尾 建樹	"	"	"
"	内科	関口 達彦	筑波学園病院	筑波郡谷田部町 上横場2573-1	"
心臓・呼吸 器機能障害	小児科	渡部 誠一	土浦協同病院	土浦市真鍋新町 11-7	"
"	内科	大橋 教良	筑波メディカル センター病院	新治郡桜村天久保 1-3	"
"	"	佐久間 徹	"	"	"
"	外科	福田 幾夫	"	"	"
"	内科	草野 英二	北茨城市立病院	北茨城市大津町 北町4-5-15	"
"	"	飯田 要	筑波記念病院	筑波郡大穂町東平塚 西原1187-299	"
"	外科	野崎 正彦	城北病院	東茨城郡常北町 石塚1395	"
じん臓 機能障害	内科	菊池 博	筑波学園病院	筑波郡谷田部町 上横場2573-1	"
"	"	永瀬 宗重	"	"	"

ぼうこう・直腸機能障害	外科	川崎一男	川崎胃腸科外科病	日立市桜川 3-3-19	"
"	"	尾崎梓	筑波メディカルセンター病院	新治郡桜村天久保 1-3	"
"	泌尿器科	近藤福次	筑波大学附属病院	" " " 2-1-1	"
"	外科	加藤孝男	牛久中央病院	稲敷郡牛久町猪子896	"
"	泌尿器科	渡辺金隆	渡辺胃腸科外科病院	鹿島郡波崎町矢田部 土合9809-20	"
"	外科	我妻和夫	鹿島白十字病院	" 神栖町賀2148	"
"	"	中山宗春	水戸済生会総合病院	水戸市双葉台 3-3-10	"
視覚障害	眼科	武井一夫	"	"	"
ぼうこう・直腸機能障害	泌尿器科	野口良輔	県立中央病院	西茨城郡友部町 鯉淵6528	"
"	小児科	谷野定之	"	"	"
心臓・呼吸器機能障害	内科	岸田輝幸	下館市民病院	下館市大字玉戸1658	"
聴覚障害	耳鼻咽喉科	諸田英夫	鹿島労災病院	鹿島郡波崎町 矢田部9108-2	"
肢体不自由	神経内科	福武敏夫	"	"	"
"	脳神経外科	細田誠治	細田外科内科	水戸市白梅町 2-4-7	"

茨城県告示第856号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第1条第1項の規定に基づき、次のとおり指定を辞退する旨の届出があつた。

昭和61年6月5日

茨城県知事 竹内藤男

辞 退

種 目	診療科名	氏 名	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞 退 年 月 日
聴覚障害	耳鼻咽喉科	村上光伸	下館市民病院	下館市大字玉戸1658	61. 4. 30

"	"	加藤 雄一	鹿島労災病院	鹿島郡波崎町 9108—2	61. 4. 1
肢体不自由	整形外科	武内 俊次	下館市民病院	下館市大字玉戸1658	61. 4. 30
"	脳神経外科	森 伸彦	"	"	"
"	神経内科	岩淵 定	鹿島労災病院	鹿島郡波崎町 9108—2	61. 4. 1
"	"	尾崎 行雄	筑波大学附属病院	新治郡桜村天久保 2—1—1	"
じん臓機能 障	内 科	佐野 元昭	"	"	61. 3. 3
ぼうこう・ 直腸機能 障	外 科	西田 清一	水戸中央病院	水戸市柳町 1—15—1	61. 4. 1
"	泌尿器科	根本 真一	県立中央病院	西茨城郡友部町 鯉淵6528	61. 3. 31

茨城県告示第857号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師から、茨城県身体障害者福祉法施行細則（昭和45年茨城県規則第10号）第5条の規定に基づき、次のとおり内容を変更した旨の届出があつた。

昭和61年 6 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

内 容 変 更

種 目	氏 名	変 更 前		変 更 後		変 更 日 年 月
		医療機関 の 名 称	医 療 機 関 の 所 在 地	医 療 機 関 の 名 称	医 療 機 関 の 所 在 地	
視 覚 障 害	村田 充輝	村田眼科医院	日立市神峰町 1—10—4	村田眼科医院	日立市幸町 2—14—5	61. 4. 1
聴 覚 障 害	仲田 充雄	国立水戸病院	水戸市東原 3—2—1	仲田耳鼻咽喉科医院	石岡市東大橋 2830—1	61. 5. 20
肢体不自由	栢島 悌蔵	筑波大学 附属病院	新治郡桜村天 久保 2—1—1	筑波町立病院	筑波郡筑波町 北条5022	61. 4. 18
"	宮本 二郎	筑波学園病院	筑波郡谷田部 町上横場 2573—1	宮本 病院	稲敷郡東村 幸田1247	61. 4. 1

茨城県告示第858号

優生保護法(昭和23年法律第156号)第15条第1項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

昭和61年6月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

住 所 下館市大字1本松390番地の2

氏 名 濱 野 洋 子

茨城県告示第859号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、次のとおり海岸保全区域を指定し、及び指定を廃止する。

なお、関係図面は、茨城県農林水産部水産施設課において縦覧に供する。

昭和61年6月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 海岸保全区域の指定

(1) 海岸の名称 茨城県常磐沿岸平潟漁港海岸 平潟地区海岸

(2) 指定の場所 北茨城市平潟町地先

(3) 指定区域

次の①、②、③、③'、②'、①'及び①の各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

①は 北茨城市平潟町字北作1431番地の標杭の点

②は ①から345度14分 577メートルの点

③は ②から3度08分 584メートルの点

①'は ①から89度44分 250メートルの点

②'は ②から94度14分 374メートルの点

③'は ③から107度48分 330メートルの点

2 海岸保全区域の指定の廃止

(1) 昭和35年3月7日茨城県告示第54号で指定した海岸保全区域の一部

ア 海岸の名称 茨城県常磐沿岸平潟漁港海岸 平潟地区海岸

イ 指定廃止の場所 北茨城市平潟町地先

ウ 指定廃止の区域

(ア) 次の①、②、③、④、⑤、⑥、⑥'、⑤'、④'、③'、②'、①'及び①を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

①は 北茨城市大字平潟字北作の1号標杭の点

②は 北茨城市大字平潟字北作2号標杭の点

③は 北茨城市大字平潟字北作1436番地の標杭の点

- ④は 北茨城市大字平瀉字蛇田1443番地の標杭の点
 - ⑤は 北茨城市大字平瀉字蛇田1459番地の標杭の点
 - ⑥は 北茨城市大字平瀉字蛇田1470番地の標杭の点
 - ①'は ①から58度 116メートルの地点
 - ②'は ②から57度30分 86メートルの地点
 - ③'は ③から56度20分 117メートルの地点
 - ④'は ④から55度 102メートルの地点
 - ⑤'は ⑤から43度30分 107メートルの地点
 - ⑥'は ⑥から43度40分 112メートルの地点
- (イ) 次の⑦, ⑧, ⑨, ⑩, ⑪, ⑪', ⑩', ⑨', ⑧', ⑦'及び⑦の各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

- ⑦は 北茨城市大字平瀉字蛇田の標杭の点
- ⑧は 北茨城市大字平瀉字蛇田の標杭の点
- ⑨は 北茨城市大字平瀉字田ノ作1595の2番地の標杭の点
- ⑩は 北茨城市大字平瀉字田ノ作1599番地の標杭の点
- ⑪は 北茨城市大字平瀉字田ノ作1612番地の標杭の点
- ⑦'は ⑦から60度 108メートルの地点
- ⑧'は ⑧から66度 125メートルの地点
- ⑨'は ⑨から96度 100メートルの地点
- ⑩'は ⑩から110度 104メートルの地点
- ⑪'は ⑪から111度 100メートルの地点

茨城県告示第860号

昭和61年4月18日付け農管指令第201号をもつて認可した上妻騰波ノ江地区の換地計画については換地処分があつた旨届け出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和61年6月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第861号

昭和61年4月18日付け農管指令第199号をもつて認可した外大野地区の換地計画については換地処分があつた旨届け出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和61年6月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第862号

昭和61年 3 月31日付けで高浜入土地改良区から申請のあつた定款変更を土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により昭和61年 5 月27日認可した。

昭和61年 6 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第863号

道路整備特別措置法（昭和31年法律第 7 号）第 7 条の19において準用する同法第 7 条第 1 項の規定により茨城県道路公社から道路の区域を次のとおり変更した旨通知があつたので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき公示する。

なお、その関係図面は、昭和61年 6 月 5 日から30日間茨城県土木部道路維持課、茨城県竜ヶ崎土木事務所及び茨城県道路公社におい、一般の縦覧に供する。

昭和61年 6 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 守谷流山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要	
取手市大字戸頭1145— 2 番地先	旧	最大 <small>メートル</small> 68.00	59.00 <small>メートル</small>		
		最小 24.50			
	新	最大 68.00	59.00		拡幅
		最小 26.00			

茨城県告示第864号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和61年 6 月 5 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年 6 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道谷田部藤代線
- 2 供用開始の区間
北相馬郡藤代町大字下萱場213— 3 番地先から
北相馬郡藤代町大字藤代47— 3 番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和61年 6 月 7 日

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第19号

昭和61年5月1日茨城県公安委員会告示第13号で告示した茨城県少年指導委員の氏名、住所及び活動区域の一部を次のように改正し、昭和61年6月1日から適用する。

昭和61年6月5日

茨城県公安委員会委員長 幡 谷 祐 一

茨城県少年指導委員の氏名、住所及び活動区域中

竜ヶ崎	柳田 進也	稲敷郡牛久町大字 牛久3475-40	竜ヶ崎地区 竜ヶ崎市米町, 新町, 横町, 上町 牛久地区 牛久町のうち常磐線西側 (田宮, 城中, 新地, 猪子, 東大和田, 東獺穴), 常磐線 東側 (柏田, 遠山, 中根, 下根)	を
	池辺 勝幸	稲敷郡牛久町大字 田宮85-3		

竜ヶ崎	柳田 進也	<u>牛久市牛久町</u> 3475-40	竜ヶ崎地区 竜ヶ崎市米町, 新町, 横町, 上町 牛久地区 <u>牛久市のうち常磐線東側 (柏田町, 遠山 町, 中根町, 下根町), 常磐線西側 (田宮 町, 城中町, 新地町, 猪子町, 東大和田 町, 東獺穴町</u>	に
	池辺 勝幸	<u>牛久市田宮町</u> 85-3		

改める。

公 告

●争議行為の予告通知の公表

茨城県観光自動車労働組合執行委員長鈴木良夫から、昭和61年5月29日労働関係調整法 (昭和21年法律第25号) 第37条第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があつた。

昭和61年6月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 事 件 昭和61年年間一時金等の要求について
- 2 日 時 昭和61年6月9日始発より本問題が解決するまでの間
- 3 場 所
茨城県観光自動車労働組合の組合員が勤務するすべての職場但し貸切バスの修学旅行を除く。
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を実施する。

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）附付第4項の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条の第3項の規定により公告する。

昭和61年 6 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
筑波郡谷田部町大字小野崎字千駄蒨292番3, 293番1, 294番2, 294番4
- 2 事業主の住所及び氏名
筑波郡谷田部町小野崎186
高 田 由比佐

-
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
結城郡石下町大字国生字五ヶ前1377番, 1378番, 1379番
 - 2 事業主の住所及び氏名
結城郡石下町大字国生字五ヶ前1380
関東清容器 株式会社
代表取締役 北 野 一 郎

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和61年 6 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北相馬郡守谷町大字守谷字向原237番2, 237番3, 237番4, 237番9, 237番13
 - 2 事業主の住所及び氏名
土浦市常名字東大塚3319番地の1
茨城ダイハツ販売株式会社
代表取締役 行 方 久
-

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 勝田市高場字下道下2062番の2, 2063番の1, 2064番の1から同番の3まで
- 2 事業主の住所及び氏名
 水戸市西原1丁目11番2号
 東北開発株式会社
 代表取締役 沼田 清

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 那珂郡那珂町大字向山989番の1, 993番の2, 992番の1, 993番の1
- 2 事業主の住所及び氏名
 東京都港区浜松町1-25-10
 アロイ商事株式会社
 取締役社長 西田 庸永

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 石岡市東石岡1丁目3193番の7, 3192番の1, 3192番の2, 3214番の10及び3193番の4
- 2 事業主の住所及び氏名
 東京都新宿区市ヶ谷本村町3番18号
 株式会社 茨城ミナミ
 代表取締役 南学正茂

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定すを道路の位置を次の通り指定した。

昭和61年6月5日

茨城県知事 竹内 藤 男

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道 路 幅 員 及 び 延 長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
水土木指令 第845号	61. 5. 16	有限会社 北海商事 代表取締役 伯耆田きよ子	勝田市佐和 1634-2	那珂郡那珂町大字杉字 砂田442-4, 443-4	メートル 4.20	メートル 34.80

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課までお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所